

八女市発注工事の受注者 様

八女市総務課契約係

賃金等の変動に対する工事請負契約書第27条第6項
(インフレスライド条項) の運用について (お知らせ)

八女市工事請負契約約款 (令和2年3月30日決裁) 第27条第6項の規定
(以下「インフレスライド条項」という。) の運用について下記の通り運用する
こととしましたのでお知らせします。

記

運用にあたっては、国土交通省賃金等の変動に対する工事請負契約書第26
条第6項 (インフレスライド条項) 運用マニュアル (暫定版) (営繕工事版) に
基づき実施するものとします。

(令和5年4月3日以後に八女市工事請負契約約款第27条第6項に係る請求
が行われたものから適用します。)

※ 運用については、各工事発注担当課へお問い合わせください。